

三者連絡会（教授職員会、琉大労組、琉病労組） ニュース 第72号 2015年2月10日

事務局：琉球大学教授職員会（内線 2023）

kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp <http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組（内線 2024）

琉病労（内線 7-2099）

また給料が減らされることを知っていますか？

すでに学長名で2度にわたって出されている「平成27年1月1日付け昇給の実施延期について」（1月9日付）、「平成27年1月1日付け昇給実施の再延期について」（2月2日付）というお知らせについては、皆さん御存知のことと思います。これを見た方の中には、「なぜ給料が上がらないんだ！組合は、なぜ邪魔をするんだ！」とお怒りの方もいらっしゃるでしょう。もちろん、ふつうの昇給なら組合として全く異存はありません。しかし、今回提案されている「昇給」は、単なる昇給ではないのです。はっきり言えば、「減給」です。大学当局は、私たちにとって最も重要な給与に対して、度重なる不利益変更を納得のいく説明もせずに行おうとしているのです。

最大で4%も下がります！

大学側が提案しているのは、平成26年人事院勧告にそのまま準拠することです。まず、平成26年4月1日に遡って(1)月給を平均0.3%引き上げ、(2)賞与を年間0.15月分引き上げ、というこの2点を柱とした「民間給与との格差等に基づく給与改定」です。もっとも(1)は、初任給・若年層に重点を置く改定であることに注意が必要ですが、これだけであれば、引き上げ率の差はあれ、給料の引き上げ自体に問題はありません。

ところが、もう一方で、「給与制度の総合的見直し」として、(3)平成27年1月昇給を1号数抑制、さらに平成27年4月1日から(4)月給を平均2%引き下げ、ということ提案しています。具体的に言うと、(3)は、標準で4号数の昇給となることを、今年は標準で3号数の昇給に止まるということです。また、(4)については、初任給等の引き下げはない一方で、50歳代後半層が多い号数では、最大4%程度引き下げられることとなります。この激変緩和の対応として、3年間は現給保障を実施するとしていますが、この措置を採っても、3年間経過後に減給となる教職員が、大学当局の試算で“463名”に及ぶとのこと。

「具体的かつ丁寧な説明」がありません！

このような大きな不利益変更については、当然、合理的で納得のいく説明が求められます。そのことは、先に退職手当の不当な削減について大学当局が団交拒否したことを不当労働行為と認めた労働委員会の救済命令の中でも、「国家公務員の支給基準がそのまま準用されるものではないことに鑑み…退職手当削減の根拠、緩和措置ないし代償措置の可否等について、より具体的かつ丁寧な説明をすることが望まれる」とされている通りです。

1 面からつづく

私たち、琉大労組、琉病労、教授職員会の三者は、これまでに4度の団交を行い、まさにこの給与引き下げの「根拠」、「代償措置」について、「具体的かつ丁寧な説明」を重ねて求めてきました。しかし、残念ながら大学当局は、私たちの求めに誠実に応えてくれています。引き下げの「根拠」を尋ねると、「国立大学法人は、国民の税金で運営している以上、人事院勧告に準拠すべきだし、これまでもそうしてきた。法律でも社会一般の情勢に適合したものにしなければならないと書かれている。」「運営費交付金も年々減っておりお金がない。」

また、代償措置については、大学から特に提案がなかったため、組合側から、例えば、3年間の現給保障を4年間に延ばすことを提案しましたが、「試算したところ、5400万の費用がかかるので無理。お金がかかるものはできない。年度末に各部局に希望を聞いて、福利厚生としてできるものがあるか考える。」との答えでした。

いかがでしょうか？これでは全くお話にならないと御理解いただけたのではないのでしょうか？要するに、「**人勧準拠で行くしかない。代償措置もない。これを呑むか、呑まないか、教えてください。**」と言うに等しいのが、この間の「団体交渉」の実態です。これを「交渉」と言えるのでしょうか？しかもこれまで琉大は、「人勧準拠で、引下げは必ず行なわなければならない」と強調する一方で、引き上げがあった場合には、「大学の運営状況で判断する。引き上げないかもしれない」と過去には明言してきたので、正確に言えば「準拠」してきたわけですらありません。

このような状況の中で、私たちは何を求めるべきでしょうか？例えば、代償措置のお金がないなら、予めそのための予算を当初からとっておくということも考えられます。他の予算項目との関係ですが、学長の判断次第でできないことはないはずですが、その他にも、求めるべきことはあるかもしれません。是非みなさんのお知恵をお貸し下さい。御意見・御要望をお近くの組合執行部までお寄せいただきたいのです。よろしく申し上げます。

まだまだ問題が…

さらに問題は、**全学説明会に関するルールが未だに合意に達していない**ことです。当然、就業規則の改定には、団体交渉の終了後、全学説明会の開催、そして過半数代表者の選出が不可欠です。その大事な手続である全学説明会について、新たなルールを作ることに合意したはずの大学当局がそれを怠っています。そのため、この後の見通しがたいへん不透明な状況です。合意書の作成手続は、昨年8月1日の交渉で大学が止めてしまい、組合側が再三求めたところ、ようやく今月に入って事前調整が再開され、1回の調整が行われたに過ぎません。

また、**来年度の三六協定**についても、まだ一度説明を受けただけで、本格的な交渉に入ることはできていません。今年度の三六協定が未だに結ばれていない中で、果たして大学側は、どうするつもりなのでしょう？

混迷する状況を、今後もニュース等でお知らせしたいと思っておりますので、ぜひ御覧下さい。また御質問等があれば、手近の組合に何でもお寄せ下さい。